

平成26年度 宇都宮市子ども・子育て会議 「第2回ひとり親部会」 議事録

- 1 日 時 平成26年8月27日(水) 午後0時58分～午後1時50分
- 2 場 所 宇都宮市役所 4A会議室
- 3 議 事 「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」の改定に伴う、推進施策・事業について
- 4 出席者
【委員】 岡地和男部会長， 鈿持幸子職務代理者， 栗田幹晴委員，
保坂寿委員， 石塚幹男委員， 谷越宏美委員
【事務局】 〔子ども部〕 高橋部長， 中里次長
〔子ども未来課〕 緒方課長， 肝付総括主査
〔子ども家庭課〕 大久保課長， 館野課長補佐， 根岸係長， 吉野総括主査
- 5 公開・非公開の別 公開
- 6 傍聴者数 なし

発言者	内 容
	<p>1 開会 会議の公開について決定</p> <p>2 議事 「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」の改定に伴う、推進施策・事業について</p> <p>(事務局 資料1-1, 1-2の説明)</p>
部会長	説明の中で不明な点はあるか。
委員	<p>前回のひとり親部会で、本市単独手当の支給は他と比べてどうか、という質問をしたが、本市の支給は手厚いことが分かった。資料1-2の収入増加の例については、問題はどうか実現させるかであると思う。</p>
部会長	生活保護受給者の方への市単独手当の支給は、収入認定するのか。
事務局	<p>月額8千円以上を収入認定するため、市単独手当は生活保護費に3千円上乗せとなる。児童扶養手当は収入認定している。</p>
委員	<p>資料1-2の家計収支の状況中の家賃に、35,000円や38,000円とあるが、これは市営住宅のものか。</p>
事務局	<p>「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」結果から判明した家賃の平均額である。県営住宅、市営住宅は、これより低い傾向がある。</p> <p>(事務局 資料2の説明)</p>
委員	<p>資料1-1にある市単独手当等について、何年も見直しがなかったことを踏まえ、資料2の「1早期の就労に結びつく支援」のところで、主要事業の大枠に「早期の就労に結びつく効果的・重点的な支援を検討する」とあるが、“検討する”は事業ではない。事業としては“実施する”などとすべきである。同様に、「3マッチング支援」も「一人ひとりのニーズに合った就業支援を行うしくみを検討する」も“しくみを確立する”などとすべきである。</p>

部会長	改定プランでは、何をやるかを前向きに打ち出していくべきである。
委員	資料2の施策の方向性(3)の総合的な相談について、相談する側からすると、複数の課を回らずにワンストップで相談が受けられるようお願いしたい。
部会長	今実施していることはあるか。
事務局	子ども家庭課では、母子自立支援員2人がワンストップで相談を受ける専用窓口を設けているところである。相談者の話を聞き、複数の窓口を回らずに済むようにしている。プラン改定の際には、今後、充実させていきたいと考えている。
委員	市役所だけでなく、市社会福祉協議会などの他機関の情報もあるとよい。
事務局	市役所1階の「みやハローワーク就労支援コーナー」において、児童扶養手当受給者も支援対象としていることから、母子自立支援員が同行してニーズを伝える等の支援をしている。ほかの関係機関とも連携していく。
委員	市営住宅の優先措置とはどういうものか。
事務局	入居の一定の枠を優先枠として確保するものである。
委員	県営住宅に申し込んだことがあるが、ひとり親家庭の他、障がい者や高齢者等も優先になっているため、優先者が多くなりなかなか入れない。市営住宅や県営住宅で考慮してもらえるとありがたい。
事務局	住宅課とも相談していく。
事務局	法の規定もあるため、ひとり親の方が確実に入れるような支援は難しい。抽選の回数を増やすなど実施しているところである。どういう方法があるか、担当課に確認する。
委員	情報提供について、知らない人は知らない。待っているだけではなく、家庭に入り込んでいくような情報提供をする必要がある。

事務局	ひとり親の方は子育てと就労を一人で担うため忙しく、一般の周知では情報が一人ひとりに行き届かないことがある。児童扶養手当の新規申請時や転入時にパンフレットを渡しているが、読みこなすのは難しいことから、丁寧な説明やいろいろな機会でも周知していきたいと考えている。
部会長	市民は市から自治会を通して配布しているパンフレットを見ていない。伝える側は分かっていると思っていても、市民は知らないことが多い。どういう形がタイムリーで相手にとって分かりやすいかが、検討課題である。
委員	民生委員として家庭に踏み込むと敬遠されることがある。民生委員も窓口での申請手続きに同行する等、具体的に何をどうすべきか知る必要があると感じた。 離婚した際に、前年の所得で審査されるが、夫の収入は関係するのか。
事務局	児童扶養手当は、扶養の人数が関係するため、夫が子の扶養をとっていると、所得制限額は下がる。
委員	離婚した直後金銭的に困るのに、前年度の所得でサービスが決定するのは矛盾していると感じる。税金の制度であるため仕方がないが、何か支援があるとよいと思う。
事務局	資料1-2の家計収支の表の児童扶養手当の全部支給は、年収130万円までであるが、これは扶養1人の場合である。一般に、子は夫の扶養であることから、離婚直後は扶養は0人となり、所得制限額は年収130万円より低くなる。
委員	専業主婦であれば、児童扶養手当支給額に扶養人数は影響しないということによいか。
事務局	専業主婦の場合は、所得が0円のため、扶養人数に関係なく全部支給となる。就業しており、一定の収入がある場合は、児童扶養手当額は扶養人数の影響を受ける。
委員	離婚する場合には、子を扶養に入れておいた方がよいということか。

部会長	<p>それは窓口で相談してもらうこととなる。</p> <p>新規事業案の「就労までの支援の整備」の内容について、市社会福祉協議会でも生活困窮者自立支援法に基づき、ワンストップの窓口を持ち、自立するまでの伴走型支援を行っている。支援対象者にはひとり親家庭も含まれると思うが、市社会福祉協議会が実施している事業との相談内容の棲み分けや連携のイメージはあるか。</p>
事務局	<p>就労支援は、今後拡充しようとしているものも含め有効なものがある。ハローワークとの連携もある。</p> <p>生活困窮者の中で地域や民間の支援が必要な方、例えばフードバンクの支援が必要な方や精神的に問題を抱える方など包括的な支援が必要な方に対し、市社会福祉協議会からも支援をいただきたい。また、市社会福祉協議会の支援者の中で市の就労支援策が受けられるような方がいれば、市で支援していく。やり方はあると思う。</p>
部会長	やり方は今後確立していってほしい。
委員	ひとり親同士の交流、情報交換の場が必要ではないか。市母子寡婦福祉連合会ではレクリエーションを兼ねて、ディズニーランド旅行を実施している。親子やそこで知り合った方との交流が生まれる。悩みを話せるとよい。
委員	前年度の市のひとり親家庭生活支援事業の講演会は雪で中止になったが、申込者は5人であった。今回実施した夏休みセミナーも参加者はいつものメンバーであった。他のメンバーは、どういうものを求めているか、今後アンケートの実施を検討しているが、多くの返信は期待できない。交流を持たないと情報が入らない方もいるため、実施はしたいと思っている。
事務局	<p>行政がひとり親の方に支援策を説明できる場を見つけることは難しい。</p> <p>家計の収支について、行政からやりくりの工夫についてアドバイスするよりも、ひとり親家庭の横のつながりでの口こみの方が身近な工夫として納得していただけたらと思う。市母子寡婦福祉連合会での交流の場があれば、その中で支援策の説明をさせていただきたい。</p>
部会長	交流の場づくりは重要であると思う。お互いに同じ体験を持つもの同士の励ましの場になる。また、生の情報なのでよく伝わる。市社会福祉協議会の研修でも、ひとり親家庭の問題について話すこととした。地域でも、身近なところで発見、橋渡し、情報伝達、連携が重要であると思う。

委員	雇用側のひとり親に対する支援の必要性の意識がまだ薄いところがあると思う。受け入れ側の意識を高めてもらうことが必要である。
事務局	「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」の基本施策の中に、ワーク・ライフ・バランスがあり、充実していく方向で進んでいる。ひとり親家庭については、就職困難者雇用奨励制度を企業へ更に周知していくことを経済部門とも話しをする。
委員	ひとり親の方は自治会に加入していない方が多い。子ども会では親の繋がりがああり、情報の発信もできると思う。
部会長	民生委員児童委員は、自治会の加入有無に関係なく、家庭を支援できる。自治会の加入率は、地域づくりの課題である。
委員	最近子ども会の加入率も無視できない。子ども会にも入っていない家庭もある。
委員	就労支援策を利用し資格を取得した後、就職はできているのか。
事務局	高等職業訓練促進給付金事業の受給者は、看護師が多いが、ほぼ正規で就職している。パソコンについては、受講後即就職しているかどうかまでの調査はない。就職には、パソコンだけでなく、経験や他のスキル、コミュニケーション能力が必要となるため、コミュニケーション能力をどうやって伸ばしていくかも就労までの支援の視野に入れたい。
部会長	就労までの伴走型の支援が必要である。
事務局	ひとり親となった直後、すぐに正規就労に就くのは難しい。パートで何年か続けることで現場責任者になる等のステップアップはある。最初はパートで実績を積んで、支援策を受けながらスキルを伸ばしていくことは可能であると考え。
部会長	<p>3 その他 (次回のひとり親部会開催案内)</p> <p>4 閉会 以上で、第2回ひとり親部会を終了する。</p>